

随意契約結果書

物品等または役務の名称及び数量	近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練実施業務 一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 中村 晃之 兵庫県神戸市中央区海岸通29
契約年月日	令和3年9月17日
契約の相手方の氏名及び住所	東洋建設株式会社 大阪本店 大阪府中央区高麗橋4丁目1番1号
契約金額	¥6,600,000 (税込み)
予定価格	¥6,628,465 (税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、堺2区基幹的広域防災拠点における応急災害活動を実証するために実施する合同訓練であり、資機材の手配及び後片付け等を行うものである。</p> <p>近畿地方整備局では、激甚な災害時の緊急的な応急対策に関し、必要となる資機材・技術者・労働力等を確保することによって、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、一般社団法人日本埋立浚渫協会近畿支部、一般社団法人日本海上起重技術協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会と「国土交通省近畿地方整備局港湾空港部管轄区域における災害時の応急対策業務に関する協定（平成24年3月28日更新）」を締結し、対応することとしている。</p> <p>本業務は、発災時の基幹的広域防災拠点内での応急復旧作業の一貫として、同協定第6条（防災訓練）に基づき、荷捌き地の復旧（整地）、緊急物資の搬入搬出等の訓練を行うものであり、作業における改善点、課題の洗い出し、さらには適切な応急復旧体制の確立を図ることを目的としている。</p> <p>発災時において、同作業は協定に基づき当局からの要請で協定締結者が行うことになるため、本訓練の実施にあたっては、協定締結者の参加が不可欠である。</p> <p>今般、契約手続きに先立ち、協定締結者に訓練実施の通知をしたところ、東洋建設株式会社大阪本店が防災訓練の要請を承諾するとの回答があったことから、本業務を履行できる者は東洋建設株式会社大阪本店となる。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。</p>
備考	